

**京都大学（南部）総合研究棟の施設整備事業
入札説明書**

**平成15年2月
京都大学**

目 次

第1	対象事業の概要等	2
1	公告日	2
2	契約担当官等	2
3	調達機関番号等	2
4	品目分類番号	2
5	担当部局	2
6	事業概要等	2
7	事業に必要な根拠法令	5
8	スケジュール	5
第2	競争参加資格等	7
1	入札参加者が備えるべき要件等	7
2	入札に関する事項	12
第3	入札・事業者選定の手続き	15
1	入札手続き	15
2	事業者の選定	19
第4	提案にあたって考慮すべき事項	21
1	手続きにおける交渉の有無	21
2	特別目的会社（SPC）の設立	21
3	サービス対価の支払い	21
4	入札保証金及び契約保証金	22
5	建設工事にかかる工事保険	23
6	費用負担に係る留意事項	23
7	大学と選定事業者の責任分担	23
第5	契約の考え方	24
1	契約手続き	24
2	契約の枠組み	24
3	選定事業者の権利義務等に関する制限	25
4	契約金額	25
第6	事業実施に関する事項	26
1	誠実な業務遂行義務	26
2	大学による本事業の実施状況の監視	26
3	事業期間中の事業者と大学のかかわり	26
4	業務内容	26
5	モニタリング	26

6 . 支払手続き	28
7 . 独立行政法人化について.....	28
8 . 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	28
第7 その他	28
1 . 事業の終了	28
2 . 情報の提供	28
3 . 苦情申立て	29
4 . 契約に違反した場合等の取扱い.....	29
5 . 特定事業の選定の取消し.....	29
6 . 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて	29
第8 提出書類.....	29
第9 付属資料.....	32
資料1 要求水準書	
資料2 サービス対価の算定及び支払方法	
資料3 落札者選定基準	
資料4 業績監視とサービス対価の減額等について	
資料5 事業契約書（案）	
資料6 基本協定書（案）	
資料7 様式集	

本入札説明書は、京都大学が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号。以下「PFI法」という。)に基づき特定事業として選定した「京都大学(南部)総合研究棟の施設整備事業」(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成 14 年 9 月 30 日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針に対する質問・意見等を反映しているため、入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出することが必要である。

また、別添資料は、本入札説明書と一体のもの(以下「入札説明書等」という。)とする。なお、本入札説明書と実施方針等及び実施方針に関する質問・回答に相違がある場合は、本入札説明書の規定が優先するものとし、本入札説明書に記載がない事項については、実施方針等及び実施方針に関する質問・回答及び入札説明書等に関する質問・回答によることとする。

第1 対象事業の概要等

本事業の概要は以下のとおりとする。

1. 公告日

平成15年2月28日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 京都大学事務局長 本間 政雄

3. 調達機関番号等

調達機関番号 016

所在地番号 26

第178号

4. 品目分類番号

41, 42, 75

5. 担当部局

京都大学施設部企画課

京都府京都市左京区吉田本町

6. 事業概要等

(1) 事業名

京都大学(南部)総合研究棟の施設整備事業

(2) 事業場所

京都市左京区吉田橘町(京都大学南部団地医学部構内)

(3) 事業期間

契約締結の日の翌日から平成30年3月末まで

(4) 事業概要

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者(入札説明書の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)が京都大学(南部)総合研究棟(以下、「本施設」という。)の設計及び建設を行った後、京都大学(以下「大学」という。)に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行するBTO方式により実施する。本施設の運営及び本施

設内で行われる研究業務については、大学が行う。

本事業は、本施設の設計及び建設並びに維持管理業務に係る対価として大学が選定事業者が費用を支払うものである。

施設の概要

施設の概要は以下のとおり。

建設予定地	京都市左京区吉田橋町（京都大学南部団地医学部構内）
敷地面積	約 63,494 m ²
施設機能	教育研究施設（医学研究科、生命科学研究科）
施設規模	計画延床面積：7,590 m ²
地域・地区等	第1種中高層住宅専用地域、20m 第1種高度地区、準防火地域、美観風致第3種地域(高さ20m以下)
形態規制	
ア)建ぺい率	60%
イ)容積率	200%

（参考）

表：使用予定の研究分野と必要施設

	分野名	室名	規模等
医学研究科	医療経済学	研究室1(秘書・助手室)、研究室2(研究・会議室)、研究室3(研究室)、研究室4(研究・会議室)	・計約 1910 m ²
	医療システム情報学	教授室、教授副室(秘書室)、ラウンジ兼カンファレンス室、院生室、助教授室	
	健康増進・行動学	教授室、研究室、実験室	
	理論疫学	教授室、研究室、会議室、データ管理室	
	医療統計学	教授室、助教授室、研究集会室、院生・研究員室・データ管理室	
	医療倫理学	教授室、副室、助教授室、研究集会室、院生・研究員室・コンピュータ室	
	ゲノム疫学	教授室、研究室、実験室1・2	
	薬剤疫学	研究室、会議室、資料室	
	医学共通	情報検索室、環境制御実験室、医の倫理委員会事務局、サンプルルーム	
生命	高次遺伝情報学	教官研究室、低温室、暗室、機器室、培養室、細胞内シグナル解析実験室	・計約 1970 m ²

科学 研究 科	システム機能学	教官研究室、低温室、暗室、機器室、培養室、創薬インフォマティクス実験室	
	生体応答学	教官研究室、低温室、暗室、機器室、培養室、免疫インフォマティクス実験室	
	生体システム学	教官研究室、低温室、暗室、機器室、培養室、システムバイオロジー実験室	
	遺伝子伝達学	教授室、セミナー室、暗室、研究室、染色体インフォマティクス実験室1・2、低温室、機器室1・2、光学機械室、培養室、情報処理室	
	分子情報解析学	教授室、セミナー室、暗室、研究室、ナノバイオロジー実験室、低温室、機器室1・2、測定室、培養室、情報処理室	
	生命科学共通	認知行動解析室1・2、認知行動解析実験室、高次神経機能解析室、超微細構造実験室、試料保存解析室	
共通	医学・生命科学共通	プロテオミクス実験室、画像解析機器室、バイオテクノロジー実験室、培養室、機器室、低温室、暗室、データ解析室	・計約 400 m ²
そ の 他	全館共用施設	セミナー室(大)、セミナー室(中)、セミナー室(小)1・2、管理事務室	・計約 320 m ²
	機械室等	廊下、便所、機械室、倉庫等	・計約 2990 m ²
	外構施設	外灯、植栽等	

事業の範囲

選定事業者が実施する本事業の主な範囲は以下の通りとする。具体的内容については要求水準書及び事業契約書（案）に示す。

（ア）施設整備業務

- ・ 事前調査業務（地質調査、埋蔵文化財調査含む）及びその関連業務
- ・ 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
- ・ 工事開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）
- ・ 施設整備に係る建設工事及びその関連業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 電波障害調査・対策
- ・ 施設運用開始までに必要な各種申請等の業務

（イ）維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む）
- ・ 設備保守管理業務（設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む）
- ・ 外構施設維持管理業務（植栽・外灯等の点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む）
- ・ 清掃業務（建築物内部及び外部(ガラス等)の清掃、ごみの収集等の業務）
- ・ 警備業務（機械警備）

（５）土地の使用等に関する事項

本事業の総合研究棟施設に係る敷地は国有地であり、財産の分類は行政財産である。総合研究棟施設に係る敷地については、選定事業者は、建設期間中無償で使用することができる。

7．事業に必要な根拠法令

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 国有財産法
- ・ 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ その他関連法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の公共条例及び関連法令等についても遵守のこと。

8．スケジュール

次のスケジュールで本事業を行う。

日 程（予定）	内 容
---------	-----

日 程 (予 定)	内 容
平成15年2月28日	入札公告
平成15年3月7日	入札説明会・現地説明会
平成15年2月28日～3月14日	入札説明書等に関する質問受付期間
平成15年3月28日	入札説明書等に関する質問の回答
平成15年4月1日～4月4日	競争参加資格確認申請書等の受付
平成15年4月9日	入札参加資格の審査結果の通知
平成15年4月18日	入札参加資格がないと認めた理由説明の受付期限
平成15年4月28日	入札参加資格がないと認めた理由の回答
平成15年5月8日	入札書及び入札提案書の受付
平成15年5月	入札提案書に関するヒアリング
平成15年5月9日	開札
平成15年6月6日	落札者の決定
平成15年6月	基本協定の締結
平成15年7月	事業契約締結
平成15年7月～平成17年3月	設計及び建設期間
平成17年3月	引き渡し及び所有権の移転期限
平成17年4月～平成30年3月	維持管理期間

第2 競争参加資格等

1. 入札参加者が備えるべき要件等

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、以下のとおりとする。

入札参加者は単独企業（以下「入札参加企業」という。）、又は複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）であること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うとともに対応窓口となること。

入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、競争参加資格確認申請書等提出時において協力会社として明記すること。

(2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

予決令第72条に規定する資格を有する者であること。但し、設計及び工事監理に当たる者は（3）ア及びアに示す「平成14・15年度設計・コンサルティング業務」の有資格業者に登録されている者であること。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

競争参加資格確認申請書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止措置、または「契約事務の適正な執行について」（平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知）別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の

取扱要領に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。

本事業においてアドバイザー業務を委託したプライスウォーターハウスクーパース・フィナンシャル・アドバイザー・サービス株式会社並びに当該企業が本アドバイザー業務において提携関係にある、株式会社類設計室及びアンダーソン・毛利法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(注)「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。

応札の直前の1年間において、国税（法人税等）を滞納している者。

(3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループ及び協力会社のうち設計、工事監理、建設及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件を満たすこと。ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務することはできない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

設計に当たる者は次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において平成 14、15 年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。

イ 経営状況が健全であること。

なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正または不誠実な行為がないこと。

エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

オ 平成 5 年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、

下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。また、競争参加資格確認申請書等の提出時点において、総括技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書等を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者でなければならない。

【建物用途】 校舎又は研究施設

【構造・階数】 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
地上4階建以上

【延べ面積】 6,000 m²以上

工事監理に当たる者（建築基準法（昭和25年法律201号）第5条の4第2項の規定に基づき設置するものとする。）は次の要件を満たすこと。

ア（3）アに同じ。

イ（3）イに同じ。

ウ（3）ウに同じ。

エ（3）エに同じ。

オ 平成5年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。但し、競争参加資格確認申請書等の提出時点において、担当者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書等を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても下記に示す業務に従事し、完了した経験を有する者でなければならない。

【建物用途】 校舎又は研究施設

【構造・階数】 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
地上4階建以上

【延べ面積】 6,000 m²以上

建設に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2

の点数)が次の点以上であること。

建築工事一式	1 2 5 0 点
電気工事	9 5 0 点
管工事	9 5 0 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

- イ 提案内容に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が5年以上ある者であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

- ウ 平成5年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記に示す下記の基準を満たす各工事に対応した新営工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)なお、複数の建設企業が工事を共同して施工する場合にあっては、そのうち1者が当該施工実績を有すれば良いものとする。

建築工事

【建物用途】 校舎又は研究施設

【構造・階数】 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
地上4階建以上

【延べ面積】 6,000㎡以上

電気設備工事

【建物用途】 校舎又は研究施設

【構造・階数】 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
地上4階建以上

【延べ面積】 6,000㎡以上

機械設備工事

【建物用途】 校舎又は研究施設

【構造・階数】 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
地上4階建以上

【延べ面積】 6,000㎡以上

- エ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配属できること。但し、競争参加資格確認申請書等の提出時点において、主任技術者

又は監理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書等を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。なお、複数の建設企業が工事を共同して行う場合にあつては、そのうち1者が(工区等に分担して行う場合にあつては、それぞれの工区等ごとに1者が)、下記の技術者を配置できること。

a 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士若しくは技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門とするものに合格した者)の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

b 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者)の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

c 機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。)水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者)の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

d 平成5年度以降に、元請として完成・引渡し完了した上記ウに掲げるそれぞれの工事の経験を有する者であること。

e 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

維持管理に当たる者は次の要件を満たすこと。

ア 文部科学省競争参加資格(全省庁統一規格)において、平成13・14・15年度に近畿地域の「役務等の提供」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

ウ 平成5年度以降に、本事業と同種同規模以上の維持管理業務実績を有すること。

(4) 入札参加者の構成員の変更等

競争参加資格確認申請書等により参加の意思を表明した入札参加者の構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（指名停止等に該当する場合は除く。）は、大学と協議を行うこととする。協議の結果、大学が妥当と認めた場合には、入札参加者の代表企業以外の構成員及び協力会社を、入札参加資格の確認を受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

2. 入札に関する事項

(1) 入札価格

落札決定に当たっては、入札価格書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者又は入札参加者の代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札価格書には、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

なお、入札価格は、本施設にかかる割賦費用及び維持管理等にかかる費用の合計額を勘案し、事業を安定して遂行するために必要な金額とする（消費税、物価変動は見込まない。）。

(2) 入札金額の内訳書の提示

ア 入札書の提出に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

イ 内訳書の様式は、【別添「サービス対価の算定及び支払方法」(資料2)】を参照し、作成すること。

ウ 内訳書は、担当官が確認の後返却する。

エ 内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) 入札回数

入札執行回数は、原則として2回とする。

なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

(4) 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、競争参加資格確認申請書等の提出をもって、本入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

(6) 費用負担

入札に関し必要な費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(7) 競争参加資格確認申請書等の取扱い

(ア) 支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を競争参加資格の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

(イ) 提出された競争参加資格確認申請書等は返却しない。

(ウ) 競争参加資格確認申請書等の変更等の禁止

(エ) 提出された競争参加資格確認申請書等の変更、差し替え若しくは再提出は原則として認めない。

なお、例外的に、支出負担行為担当官が提出された競争参加資格確認申請書等の差し替え若しくは再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書等の提出期限以降の差し替え若しくは再提出は認めない。

(8) 入札提出書類の取扱い

著作権

入札者から提出された入札提出書類の著作権は、入札者に帰属する。

また、入札参加者から提出された資料は、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。

なお、入札提出書類は入札参加者に返却しない。

特許権等

入札者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負う。

(9) 大学が提示する資料の取扱い

大学が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(10) 入札者の複数提案の禁止

入札者は、1つの提案しか行うことはできない。

(11) 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(12) 入札の辞退

資格審査合格通知書を送付された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式10)を京都大学施設部企画課宛に提出すること。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

(ア) 提出期限：平成15年5月7日(水) 午後5時(必着)

(イ) 提出場所：京都大学施設部企画課

(13) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

また、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等、開札の時に第2.1.に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

なお、本公告に示した開札日は新年度の15年5月9日であるため、第2.1.(2)入札参加者及び協力会社の資格等要件が15年度において有効なものでない場合、9競争参加資格等の確認等に示す「開札の時に資格のない者」に該当することになるから、その点に十分留意し、所定の手続きを行うこと。

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札

委任状を提出しない代理人が行った入札

「競争参加資格確認申請書」に記載された入札参加グループの代表企業以外の者が行った入札

「競争参加資格確認申請書」その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者が行った入札

入札参加者の記名並びに入札参加者の代理人の署名及び押印を欠く入札

金額を訂正した入札

誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札

明らかに連合によると認められる入札

同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者が行った入札

その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者等開札の時に第2.1.に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

第3 入札・事業者選定の手続き

1. 入札手続き

入札に関する手続き等は以下のとおりである。

(1) 入札説明会

下記のとおり、入札に関する説明会を開催する。入札説明会に関する情報等は、文部科学省及び大学のホームページ等に掲載するので、適宜確認すること。

説明会への参加希望者は、平成15年3月6日までに様式1を使用して、電子メールでファイル添付にて提出のこと。なお、説明会では入札説明書等の交付は行わない。

- ・あて先：京都大学施設部企画課
- ・電子メールアドレス：seibi51@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

【説明会】

(ア) 日時及び場所

開催日時：平成15年3月7日（金）午後2時

開催場所：京都大学病院構内臨床第一講堂（内科系臨床研究棟1F）

- (イ) 当日連絡先： 京都大学施設部整備計画室
電話番号 075-753-2248

(2) 現地見学会

希望者を対象に、総合研究棟整備計画予定地等について確認するための現地見学会を下記の通り開催する。現地見学会への参加希望者は、平成15年3月6日正午までに様式1を使用して、電子メールにて申し込むこと。

(ア) 日時及び場所

開催日時：平成15年3月7日（金）午後3時

開催場所：京都大学南部キャンパス

京都市左京区吉田橘町（京都大学南部団地医学部構内）

- (イ) 当日連絡先： 京都大学施設部整備計画室
電話番号 075-753-2248

(3) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等の内容に関して質問がある場合は、以下の要領にて提出すること。

【入札説明書等に関する質問の提出】

- (ア) 受付期間： 平成15年2月28日（金）～3月14日（金）
(イ) 提出方法： 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式2及び3）に記入の上、電子メールでファイル添付にて提出のこと。
あて先：京都大学施設部企画課整備計画室
電子メールアドレス：seibi51@mail.adm.kyoto-u.ac.jp
(ウ) 回答の公表： 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。
(エ) 質問の回答日：平成15年3月28日（金）
(オ) 質問の回答場所：文部科学省及び大学ホームページ及び掲示板

- ・ホームページアドレス（文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室）
<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>
- ・ホームページアドレス（京都大学施設部）
<http://www.adm.kyoto-u.ac.jp/sisetubu/pfi/index.html>
- ・掲示板（京都大学本部構内事務局3階）
- ・電子メールアドレス：seibi51@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

(4) 競争参加資格確認申請書等の提出

入札参加希望者は、上記第2.1.に掲げる要件（以下「競争参加資格」という。）を満たすことを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記第2.1.(3)の ア・ア・ア及びアに掲げる「一般競争参加資格」を有していない者も開札の時に於いて上記第2.1.(3)の ア・ア・ア

び アに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記第2.1.(3)の ア・ ア・ アび アに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書類等を提出しない者並びに競争参加資格が無いと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (ア) 提出期間 平成15年4月1日(火)~4月4日(金)午後5時まで
- (イ) 提出場所 京都大学施設部企画課工事司計掛
- (ウ) その他 競争参加資格確認申請書等及び資料の提出は、提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

競争参加資格確認申請書等提出書類は、別紙様式集により作成すること。

また、上記第2.1.(3) ウ・ ウ・ ウび ウの同種業務等の実績及び上記第2.1.(3) オ・ オ及び エdの配置予定の技術者の同種の工事等の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。

(5) 競争参加資格の確認後の取扱い

競争参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者、あるいは入札参加グループの構成員又は協力会社のいずれかが、開札日において、「上記第2.1.(2)~(3)」に定める要件の一つでも満たさない場合(以下「指名停止等に該当する場合」という。)には、競争参加資格がない者に該当するので、当該企業あるいは当該グループは、入札の参加は認められない。

(6) 競争参加資格の審査結果の通知

競争参加資格の審査結果の通知は、競争参加資格審査申請を行った者に対して、書面により平成15年4月9日(水)までに発送する。入札参加グループの場合は、代表企業に発送するとともに、併せて、登録受付番号を通知する。

(7) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

- (ア) 提出期限 平成 15 年 4 月 18 日 (金) 午後 5 時
- (イ) 提出場所 京都大学施設部企画課工事司計掛
- (ウ) その他 書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成 15 年 4 月 28 日 (月) までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(8) 入札書及び入札提案書の提出

資格審査に合格した入札参加者は提案審査に必要な書類を以下の要領にて提出する。入札書及び入札提案書は、持参又は郵送することし、電送による入札は認めない。

- (ア) 提出期限 平成15年5月8日(木) 午後5時(必着)
- (イ) 受付場所 京都大学施設部企画課工事司計掛
- (ウ) 提出方法

【持参する場合】

入札書は任意の封筒に入れ封印し、封皮には宛名「支出負担行為担当官京都大学事務局長本間政雄」、入札参加者の名称又は商号及び「京都大学(南部)総合研究棟整備事業に係る入札書在中」と朱書きして上記に示す日時に、上記に示す場所に提出すること。また、入札提案書は入札書とは別に段ボール箱に入れ、箱の表面に宛名「支出負担行為担当官京都大学事務局長本間政雄」、入札参加者の名称又は商号及び「京都大学(南部)総合研究棟整備事業に係る入札提案書在中」と朱書きし入札書と同時に提出すること。

【郵送により提出する場合】

入札書は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印の上、当該中封筒の封皮には持参による場合等同様に記載し、また、入札提案書も段ボール等の箱に入れ、持参する場合と同様に記載し、上記(ア)に示す日時までに、下記に示す送付先に必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。

【送付先】京都大学施設部企画課整備計画室
京都府京都市左京区吉田本町

(9) 開札

- (ア) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせての上で、以下の要領にて行う

が、入札参加者等は、以下に掲げる者のうち1名を開札会場に立ち合わせることができる。

- ・入札参加者（入札参加企業の代表者、グループの場合は代表企業の代表者）
- ・入札参加者の代理人（委任状により入札書を提出している者）
- ・年間委任状による入札参加者（支店長等）

開札日時：平成15年5月9日（金）午後2時

開札場所：京都大学施設部入札室（3階）

（イ）開札においては、入札価格が予定価格の範囲内か確認を行い、予定価格の範囲内の入札価格を提案した者を発表する。大学が設定する予定価格の範囲内の入札価格を提案した入札参加者のみ、その後の落札者選定の対象となる。この際、予定価格及び入札価格の公表は行わない。

（10）提案内容に関するヒアリング等の実施

本件事業の落札者を選定するため、入札参加者に対し、必要に応じて当該提案の内容に関するヒアリング等を実施することがある。これに該当する場合には、後日、実施時期及び開催場所を連絡する。

2. 事業者の選定

（1）事業者の選定方法

本件入札は、入札価格及び事業計画、施設計画及び維持管理計画等その他の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を落札者として決定する総合評価落札方式により行う。

（2）審査委員会の設置

審査に際しては、学識経験者等及び大学教職員で構成する京都大学（南部）総合研究棟施設整備事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、事業者の選定基準に関する審議並びに提出された入札提案書の審査及び優秀提案の選定を行う。審査委員会は、委員長以下、下記のとおり構成される（50音順）。

なお、審査委員会の審査は非公開とする。

委員長	西本 清一	京都大学工学研究科教授
委員	赤岡 功	京都大学経済学研究科教授
	福島 雅典	京都大学医学研究科教授
	稲葉 カヨ	京都大学生命科学研究科教授
	渡邊 史夫	京都大学工学研究科教授
	鈴木 恵一	日本政策投資銀行関西支店企画調整課長

	小林 和久	京都大学経理部長
	細田 重好	京都大学施設部長

(3) 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、京都大学施設部企画課とする。

(4) 審査の方法

別添落札者選定基準に従って、審査委員会にて入札提案書の審査を行う。最終的な事業者の選定は、価格及びその他の要素を総合的に評価し、大学にとって最も有利な提案を行った者を選定することとする。

なお、審査の過程においてヒアリング等を実施することがある。

(5) 審査事項

1) 審査に関する基本的考え方

審査会において、建築計画、事業計画、維持管理計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、落札者を選定する。

審査会において落札者を選定するまでの間に、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が予決令第70条及び第71条の規定に基づく入札参加者の制限又は国の指名停止措置を受けた場合には、選定しない。

2) 審査項目等

審査項目は以下のとおりとする。詳細については事業者選定基準を参照のこと。

(ア) 入札価格の評価（開札）

入札参加者は、事業期間中に大学が事業者を支払うサービス対価の総額を入札する。入札価格が予定価格の範囲内か確認し、予定価格の範囲内の入札価格を提案した入札参加者を発表する。予定価格の範囲内の入札価格を提案した入札参加者のみ、その後の事業提案審査の対象となる。この際、予定価格及び入札価格の公表は行わない。

(イ) 事業提案審査

審査委員会において、入札参加者の提案内容が、要求水準書に記載する大学の要求する最低限の要件をすべて満たしていることを確認し、基礎点を付す。

さらに、入札参加者の提案内容のうち大学が特に重視する項目について、その提案が優れていると認められるものについて、その程度に応じて加点を行う。

(ウ) 総合評価

上記事業提案審査の結果の総得点を入札価格で除した評価値の最も高いものを

優秀提案として選定する。(詳細は付属資料3「落札者選定基準」を参照すること。)

なお、審査にあたっては必要に応じてヒアリングを実施する。

(6) 落札者の決定

大学は審査委員会により審査された結果をもとに落札者を決定する。

(7) 入札結果の通知

入札結果は、落札者決定後、速やかに提案審査に必要な書類を提出した入札参加者に対して文書にて通知する。電話等による問い合わせには応じない。

(8) 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後、審査結果とあわせて大学のホームページ及び文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。また、PFI法第8条に規定する客観的評価については、落札者と基本協定書を締結後に公表する。

第4 提案にあたって考慮すべき事項

1. 手続きにおける交渉の有無

落札者と決定した後、契約締結の手続きにおいては大学と落札者との間の交渉は行わない。

2. 特別目的会社(SPC)の設立

落札者は、本事業を実施するため、事業契約の締結前までに、商法(明治32年法律第48号)に定める株式会社として特別目的会社を設立する。なお、落札者がグループである場合には、グループのすべての構成員は当該会社に対して出資するものとし、かつ、その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

3. サービス対価の支払い

(1) サービスの対価

大学の選定事業者に対する支払いは、選定事業者が実施する本施設の設計、工事監

理及び建設に係る対価（以下「施設購入費」という。）と維持管理業務に係る対価（以下「維持管理費」という。）により構成される。大学は、財政法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 34 号）第 15 条第 1 項に規定する国庫債務負担行為により、本施設の施設整備費と維持管理費を施設引渡しのあった日から事業期間中に、選定事業者に対し、PFI 法第 10 条第 1 項に規定する大学と選定事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより支払う。

詳細は付属資料 2「サービス対価の算定及び支払方法」を参照すること。

（ 2 ）物価変動等によるサービス対価の改定の考え方

維持管理費については、事業契約書に基づいて決定される金額をベースに、毎年、物価変動を勘案して料金の見直しを行う。

（ 3 ）サービス対価の支払方法

供用開始後、事業期間終了までの間（ただし、最終の支払いは平成 30 年 4 月末を予定）、通常毎年 2 回、事業契約書に定める額を事業者を支払う。詳細は付属資料 2「サービス対価の算定及び支払方法」を参照のこと。

（ 4 ）サービス対価の減額等

モニタリングを行い、「要求水準書」で定められた要求水準が満たされていない場合は、サービス対価の減額等を行う。

4 . 入札保証金及び契約保証金

（ 1 ）入札保証金

入札保証金は、免除する。

（ 2 ）契約保証金等

契約保証金は免除する。

ただし、選定事業者は建設工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から施設引渡日までを期間として、建設工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の 100 分の 10 以上について、支出負担行為担当官京都大学事務局長又は、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保証証券を支出負担行為担当官京都大学事務局長に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設企業によって締結される場合は、選定事業者の負担により、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を支出負担行為担当官京都大学事務局長のため

に設定するものとする。

5. 建設工事にかかる工事保険

選定事業者は、以下の要件を満たす保険契約をするものとする。

(1) 付保条件

共通事項

保険対象 本件施設の建設工事

保険契約者 選定事業者又は受託者

被保険者 支出負担行為担当官 (職 名) (氏 名)

保険金額 本件工事費

保険期間 建設工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とする。

(2) 建設工事保険

(3) 組立保険

(4) 土木工事保険

(5) 請負業者賠償責任保険

6. 費用負担に係る留意事項

光熱水費については、大学が負担するものとし、入札価格の算定範囲から除外するものとする。

7. 大学と選定事業者の責任分担

(1) 責任分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正に責任を分担することによって、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、維持管理等の責任は原則として民間事業者が負うこととする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うこととする。

(2) 予想される責任と責任分担

大学と民間事業者の責任分担は、原則として「事業契約書(案)」によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容については、「事業契約書(案)」に示すが、「事業契約書(案)」に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

第5 契約の考え方

1. 契約手続き

- (1) 落札者と大学は、事業に関する基本協定を締結する。
- (2) 落札者は、第5 1.に記載している特別目的会社(SPC)を設立し、大学は、当該特別目的会社(SPC)と事業契約を締結する。
- (3) 落札者が基本協定を締結しない場合、あるいは特別目的会社(SPC)が事業契約を締結しない場合は、会計法の規定に従う。

2. 契約の枠組み

(1) 基本協定

大学と落札者が締結する基本協定の概要は、次のとおりとする。

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後7日以内

基本協定の概要

基本協定は、大学と落札者が「基本協定書(案)」に基づき締結するものであり、落札者が特別目的会社を設立すること、落札者の各構成員の本事業の実施における役割等を定めるものである。

(2) 事業契約

対象者：特別目的会社(SPC)

締結時期：平成15年7月(予定)

事業契約の概要

ア 事業契約は、大学の提示内容、事業者の提案内容及び「事業契約書(案)」に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理業務に関する

業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。なお、大学と特別目的会社（SPC）が締結する「事業契約書（案）」は、付属資料5のとおりとする。

また、事業者は、維持管理業務に関する業務計画書を業務開始に先立ち作成し、大学と協議してその承認を受ける。

- イ 契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。
- ウ 選定事業者が事業契約を締結しない場合、大学は違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。
- エ 事業契約書締結に係る選定事業者の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

3. 選定事業者の権利義務等に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

大学の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った応募企業又は応募グループの構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

選定事業者が、大学に対して有する総合研究棟施設の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権は、大学の承諾がなければ譲渡することができない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、大学に対して有する総合研究棟施設の設計及び建設並びに維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、大学の承諾がなければ行うことができない。

(5) 協議事項

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援が適用される可能性がある場合には、大学と事業者間で協議を行う。

4. 契約金額

契約金額は、入札価格の100分の105に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）とする。

第6 事業実施に関する事項

1. 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、入札提出書類及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

2. 大学による本事業の実施状況の監視

大学による本事業の実施状況の監視は以下のとおりである。

3. 事業期間中の事業者と大学のかかわり

本事業は、事業者の責任において遂行される。また、大学は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

事業の継続性をできる限り確保する目的で、大学は、一定の重要事項について、選定事業者に資金を提供する融資団と協議を行い、直接契約を締結することがある。

国立大学の法人化は、平成14年6月25日の『「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」について』の閣議決定において、平成16年度を目途に開始するとされている。

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、大学と選定事業者は誠意をもって協議する。

4. 業務内容

(1) 業務内容

設計・建設業務及び維持管理業務については、「事業契約書(案)」及び業務要求水準書による。

(2) 業務の委託

選定事業者は(1)に示した業務を、あらかじめ大学の承諾を得た上で、第3者に委託することができる。

5. モニタリング

大学は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、以下の監視を行う。なお、維持管理業務について、要求水準を達成していないと認められる場合、大学は、当該業務に係る対価の減額等を行う。詳細は、「事業契約書(案)」を参照のこと。

(1) 本事業の実施状況の確認

大学は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に確認を行う。また、定期的に行う確認のほか、大学が必要と認める場合には、随時確認を行う。

なお、確認に要する費用は、事業者側に発生する費用を除き大学の負担とする。

基本設計・実施設計時

事業者は、定期的に大学に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に要求水準に適合していることが確認できる設計図書を大学に提出し、内容の確認を受ける。

建築確認申請時

事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、大学に事前説明及び事後報告を行う。

工事施工時

事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、事業者を通じ、工事監理者に工事監理の状況を大学に毎月報告させる。また、事業者は、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。ただし、大学が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

工事完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。ただし、大学が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は大学に移転されないものとする。

施設供用開始後

大学は、施設供用開始後、定期的に維持管理業務のモニタリングを行う。

(2) 支払の減額等

モニタリングを行った結果、維持管理業務について事業契約書に規定した要求水準が満たされていないことが判明した場合には、維持管理業務に係る対価の減額等を行うことがある。

(3) 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に大学に提出する。また、大学は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

(4) モニタリング費用の負担

上記モニタリングに要する費用は事業者の負担とする。但し、大学が独自に行うモニタリングに要する費用は、大学が負担する。

6. 支払手続き

支払手続きの詳細については、入札説明書とともに公表される「サービス対価の算定及び支払方法」を参照のこと。

7. 独立行政法人化について

国立大学については現在、平成14年6月25日の閣議決定に基づき独立行政法人となることが検討されているが、本学の独立行政法人化は本事業における大学からの選定事業者への支払いについては何ら影響を及ぼすものではない。

8. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で大学は必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、財政上の措置は想定していない。ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援をうけることができる可能性がある場合には、大学はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

第7 その他

1. 事業の終了

大学は、本施設が選定事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により施設を維持・継続できないと判断した場合は、選定事業者に対して1年前に書面で通知した上で、施設の維持管理業務の提供を終了させることができる（「事業契約書（案）」参照）。

2. 情報の提供

本件入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、文部科学省及び大学のホームページに掲載する。

3. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室、電話 03-3581-0262(直通))に対して苦情を申立てることができる。

4. 契約に違反した場合等の取扱い

契約締結後契約に違反し、又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等大学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、文部科学省が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

5. 特定事業の選定の取消し

入札者がいない場合又は入札参加者全員の入札額が大学が設定する予定価格を越える場合、大学は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

6. 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子融資、低利子融資)の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

第8 提出書類

1. 資格審査に関する提出書類 <1部>

- 1) 一般競争参加資格確認申請書
- 2) グループ構成員及び役割分担表
- 3) 委任状(構成員 代表企業)
- 4) 委任状(代表企業内)
- 5) 関連業務実績表(企業)
- 6) 関連業務実績表(個人)

2. 入札辞退時等に関する提出書類 <1部>

- 1) 入札辞退届

3. 事業提案審査に関する提出書類

- 1) 事業提案審査書類提出届 < 1 部 >
- 2) 入札書 < 1 部 >
- 3) 要求水準書に関する確認書 < 1 部 >
- 4) 入札参加グループの構成員等変更届 (変更のない場合は提出の必要なし) < 1 部 >
- 5) 事業計画に係る提案書 < 2 6 部 >
 - ア. 事業計画提案書表紙
 - イ. 事業の遂行に関する提案 (全体方針)
 - ウ. 事業実施体制に関する提案
 - エ. 事業スケジュール
 - オ. リスクへの対応に関する提案
 - カ. 経済性に関する提案
- 6) 施設整備計画に係る提案書 < 2 6 部 >
 - ア. 建築計画に関する提案
 - 総合研究棟施設の配置計画
 - ゾーニング及び空間構成
 - イ. 景観や地域環境への配慮に関する提案
 - ウ. プロジェクト型研究に適した施設づくりに関する提案
 - エ. 安全で快適な施設づくりに関する提案
 - オ. 維持管理費の軽減に配慮した経済的な施設づくりに関する提案
 - カ. 業務の進め方に関する提案
 - キ. 施工計画に関する提案
- 7) 施設整備計画に係る提案書 (図面集) < 2 6 部 >
 - ア. 施設整備計画提案書 (図面集) 表紙
 - イ. 計画概要
 - ウ. 配置計画 (1 / 3 0 0)
 - エ. 平面図 (1 / 2 0 0)
 - オ. 立面図 (1 / 2 0 0)
 - カ. 断面図 (1 / 2 0 0)
 - キ. 外構・緑地計画 (1 / 3 0 0)
 - ク. 透視図
 - ケ. 面積表
 - コ. 仕上表

サ.日影図

8)維持管理計画に係る提案書 < 26部 >

- ア.維持管理計画提案書表紙
- イ.維持管理業務全般に関する提案
- ウ.維持管理業務実施体制に関する提案
- エ.建築物保守管理業務に関する提案
- オ.設備保守管理業務に関する提案
- カ.外構施設維持管理業務に関する提案
- キ.建物の長期修繕計画に関する提案
- ク.清掃業務に関する提案
- ケ.警備業務に関する提案

9)資金調達に係る提案書 < 26部 >

- ア.資金調達計画提案書表紙
- イ.資金調達計画
- ウ.長期収支計画
- エ.見積書
 - 施設整備費
 - 維持管理業務費用
- オ.資金調達スキーム図
- カ.同意書または関心表明書

10)その他事項に係る提案書 < 26部 >

- ア.その他事項提案書表紙
- イ.モニタリングに関する提案
- ウ.サービス料改定に関する提案
- エ.特記事項

第9 付属资料

- 资料1 要求水準书
- 资料2 サービス对価の算定及び支払方法
- 资料3 落札者选定基準
- 资料4 業績監視とサービス对価の減額等について
- 资料5 事業契約书(案)
- 资料6 基本協定书(案)
- 资料7 提案作成要領と様式集

【問い合わせ先】

< 京都大学施設部企画課整備計画室 >

住所 京都府京都市左京区吉田本町

電話 075-753-2248

電子メール seibi51@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

